

議 案 第 20 号

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

北山市民会館の一部和室の洋室化に伴い、部屋の名称を整備するため。

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例

松戸市北山会館条例（昭和49年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第3和室」を「第1洋室」に、「第4和室」を「第2洋室」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月19日から施行する。